		(3)　P型	
		ア　スペックが5以降のもの	
		(ア)　製造番号が1005999までのもの	1,600
		(イ)　製造番号が1006000以降のもの	1,800
		イ　その他のもの	
		(ア)　製造番号が1005999までのもの	1,400
		(イ)　製造番号が1006000以降のもの	1,600
		(4)　R型	
		ア　スペックが7及び9以降のもの	
		(ア)　製造番号が1005999までのもの	1,600
		(イ)　製造番号が1006000以降のもの	1,800
		イ　その他のもの	
		(ア)　製造番号が1005999までのもの	1,400
		(イ)　製造番号が1006000以降のもの	1,600
		(5)　AE及びBE型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	2,000
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		(6)　CE及びUB型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,600
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,800
		15　TSIO—550—K型	
		(1)　製造番号が1005999までのもの	2,000
		(2)　製造番号が1006000以降のもの	2,200

表発動機・ライカミンング式の項第十一号中「J、R、S及びAA型」を「J、R、S、AA及びAG1A5型」に、「AE1A5型」を「ロビンソン式回転翼航空機に装備されるAE1A5型」に改め、同号(4)中「2,000」を「2,200」に改め、同項第十六号から第十八号までを次のように改める。

		16　O—320系列型	
		(1)　ロビンソン式回転翼航空機に装備されるB2C型	2,200
		(2)　その他のもの	2,000
		17　O—360系列型	
		(1)　C2B及びC2D型	1,500
		(2)　ロビンソン式回転翼航空機に装備されるJ2A型	2,200
		(3)　その他のもの	2,000
		18　O—540系列型	
		(1)　ロビンソン式回転翼航空機に装備されるF1B5型	2,200
		(2)　その他のもの	2,000

表発動機・ライカミンング式の項中第二十三号を第二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号の次に次の一号を加える。

		19　TIO—360—C型	1,800

表発動機・ロールス・ロイス（ロールス・ロイス・ドイツランド）式の項第四号を次のように改める。

		4　BR700—710A1—10型	
		(1)　モジュール31、32、33、34及び41	8,250
		(2)　モジュール51	16,250

表発動機・ロータックス式の項を次のように改める。

	BRPパワートレイン（ロータックス）式	1　505型	300
		2　535系列型	300
		3　912A系列型	
		(1)　製造番号が4,076.191までのもの	600
		(2)　製造番号が4,076.192から4,410.065までのもの	1,000
		(3)　製造番号が4,410.066から4,410.471までのもの	1,200
		(4)　製造番号が4,410.472から4,410.856までのもの	1,500
		(5)　製造番号が4,410.857以降のもの	2,000
		4　912S系列型	
		(1)　製造番号が4,922.776までのもの	1,200
		(2)　製造番号が4,922.777から4,923.889までのもの	1,500
		(3)　製造番号が4,923.890以降のもの	2,000
		5　914F系列型	
		(1)　製造番号が4,420.001から4,420.313までのもの	
		ア　サービス・ブレティンNo.914—027を実施したもの	1,200
		イ　その他のもの	1,000
		(2)　製造番号が4,420.314から4,420.908までのもの	
		ア　サービス・ブレティンNo.914—039を実施したもの	2,000
		イ　その他のもの	1,200
		(3)　製造番号が4,420.909以降のもの	2,000

表発動機・テイーラート式の項を次のように改める。

	テクニファイ・モーターズ（ティーラート）式	1　TAE125—02—99型	
		(1)　バージョン01のもの	1,500
		(2)　バージョン02以降のもの	2,100

表発動機・ソルボメカ式の項第七号中「アリエル2B系列型」を「アリエル2B型」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、同項第二十四号(1)中「3,500」を「当該発動機を構成するモジュールについて、以下のモジュールごとに定められた時間のうち最も短い時間」に改め、同号(2)中「3,500」を「4,000」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十三号中「3,500」を「4,000」に、「55」を「72」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十二号を第二十五号とし、第十三号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十二号を次のように改める。